

第72回定時株主総会 招集ご通知

日 時

2023年**6**月**29**日(木曜日) 開会 午前**10**時

場所

神奈川県藤沢市桐原町8番地 当社藤沢事業場 R&D棟4階 多目的ホール



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要な コンテンツをご覧いただけます。

https://p.sokai.jp/6282/





経営理念

オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する

社 是

われわれはオイレスの名のもとにあつまった。世界に通ずるOILESで、ともに成長しよう。

Onward 日々前進を …… 昨日よりも今日、今日よりも明日、と力強く前進しよう。

dea **創意と工夫を** …… 絶えず創意を生み、研究と努力を重ね、開拓者精神に生きよう。

iberty and Law 自由と秩序を …… 人格を尊重し、個性と能力を生かしあって秩序正しい職場を築こう。

Expert みんな専門家に …一人ひとりは専門家に、会社は専門メーカーに徹しよう。

Service 社会に奉仕を …… つねに真心こめて仕事にあたり、社会に奉仕しよう。

-目 次-

■連結業績ハイライト	2頁	■事業報告	19頁
■招集ご通知	3頁	■連結計算書類	43頁
第72回定時株主総会招集ご通知		■計算書類	45頁
■議決権行使のご案内	5頁	■監査報告	47頁
■株主総会参考書類	7頁	■ご参考(株主通信)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58頁
第1号議案 剰余金処分の件		■オイレスネットワーク	61頁
第2号議案 定款一部変更の件		■株主メモ/株式に関するご案内	62頁
第3号議案 取締役6名選任の件		■株主総会 会場ご案内図	63頁
第4号議案 監査役1名選任の件			
第5号議案 補欠監査役1名選任の件			

連結業績ハイライト



5,861

第71期

2,919

第2四半期 通期

5.056

1,702

第72期

5,730

2.175

第2四半期 通期

6,100

(予想)

第73期

営業利益

(百万円)

7,000

5.000

3,000

2,000

1,000

経常利益

(百万円)

4,000

3.000

2.000

1,000

3,138

226 第70期

3,762

524















売上高



62,882_{вля}

5.1% 增

営業利益



5,056_{ESPH}

前期比 13.7% 減

経常利益



5,730ggm

前期比 12.0% 減

親会社株主に帰属する 当期純利益



4,132gggg

前期比 4.5% 減

証券コード 6282 (発送日) 2023年6月13日 (電子提供措置の開始日) 2023年6月 1日

株 主 各 付

東京都港区港南一丁目2番70号

オイレス工業株式会社

飯 代表取締役社長 \mathbf{H}

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事 項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに 「第72回 定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサ イトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.oiles.co.jp/ir/stock/general-meeting/ (上記ウェブサイトにアクセスのうえ、「関連資料」から選択いただきご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

https://d.sokai.jp/6282/teiji/



https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名) | に「オイレス工 業」又は「コード」に当社証券コード「6282」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類 /PR情報 | を順に選択して、「縦覧書類 | にある「株主総会招集通知/株主総会資料 | 欄 からご確認ください。)



なお、当日のご出席に代えて**電磁的方法(インターネット等)又は郵送**によって事前に議 決権をご行使いただけますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類 | をご検討いただ きまして、**2023年6月28日(水曜日)午後5時30分まで**にご行使くださいますようお願 い申しあげます。

[電磁的方法 (インターネット等) による議決権行使の場合]

5頁から6頁までに記載の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限ま でに議案に対する替否をご入力ください。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに 到着するようご返送ください。 敬具

1.	B	時	2023年6月29日 (木曜日) 午前10時
2.	場	所	神奈川県藤沢市桐原町8番地 当社藤沢事業場

R&D棟 4階 多目的ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

記

3. 目的事項 報告事項

- 1. 第72期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計 算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第72期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

剰余金処分の件 第1号議案

定款一部変更の件 第2号議案

取締役6名選任の件 第3号議案

監査役1名選任の件 第4号議案

補欠監査役1名選任の件 第5号議案

の決定事項

4. 招集にあたって(1)インターネット及び郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権 行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、 議決権行使をされた場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使としてお取り扱いい たします。

> (2)議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったも のとしてお取り扱いいたします。

> (3)代理人が株主総会に出席される場合、当社定款第18条の規定に基づき、代理人は当社の議決 権を有する他の株主様 1 名とさせていただきます。なお、その際は、代理権を証明する書面の ご提出が必要となりますので、ご了承ください。

> > DI F:

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、この「招集ご通知」をお持ちくだ さいますようお願い申しあげます。

※当日、当社では軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

※株主総会当日にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

※カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音はご遠慮ください。

一インターネットによる開示について一

◎会社法改正により、電子提供措置事項について3頁に記載の各ウェブサイトにアクセスのうえご確認いただくことを原則とし、 基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付 請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」「連結株主資本等変動計 算書 | 「連結注記表 | 「株主資本等変動計算書 | 及び「個別注記表 | につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づ き、3頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、お送りする書面には記載しておりません。

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報 告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、3頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにその旨、修正前及び修正後の事項を 掲載させていただきます。

株主総会資料の電子提供制度について

会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の開始に伴い、

株主総会資料のご提供は「書面」から「ウェブサイト」に変更となりました。

制度の概要につきましては、当社ウェブサイトをご確認ください。

https://www.oiles.co.jp/ir/stock/electronic_provision/

※本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、従来通り書面の株主総会 資料をお送りいたします。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。 議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

電磁的方法(インターネット等)で議決権を行使する方法



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2023年 6 月28日 (水曜日) 午後5時30分入力 (送信) 完了分まで

郵送で議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

^{行使期限} 2023年 6 月28日 (水曜日) 午後5時30分到着分まで

株主総会にご出席する方法



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会 2023年 6 月29日 (木曜日) 午前10時

※インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

※インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認をおこなっておりますが、ご利用の機器やその 状況によってはご利用いただけない場合がございます。

ご来場される株主様へのお願い

感染症の流行・災害等の不測の事態の発生により、4頁に記載の日時及び場所での株主総会の開催が困難となった場合には、当社ウェブサイト(https://www.oiles.co.jp/ir/news/)等にてお知らせいたします。また、その場合、株主総会当日までの状況変化と対応につきましても上記ウェブサイトに掲載いたしますので、適宜ご確認くださいますようお願い申しあげます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権 行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにて読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」による議決権行使は 1回のみ。

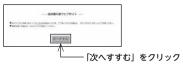
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト へ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法 _____

議決権行使 ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

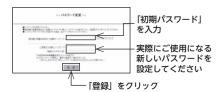
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ※パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ※パスワードを一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ※パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する 手段です。なお、パスワードを弊社からお尋ねすることはござ いません。

操作方法に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 0120-768-524 (受付時間 年末年始を除く午前9時~午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに事前にお申し込みいただくことで、当該プラットフォームのご利用が可能となります。

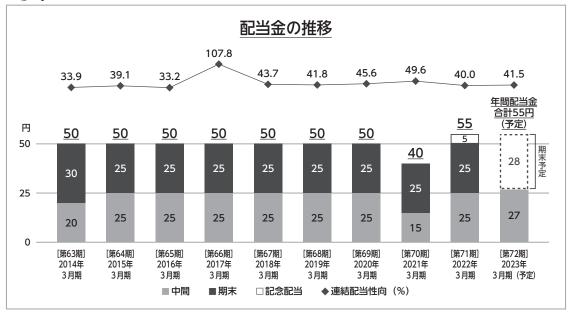
株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第72期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を基本方針としながら、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- 1. 配当財産の種類 金銭といたします。
- 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 当社普通株式1株につき28円といたしたいと存じます。
 なお、この場合の配当総額は、881.202.952円となります。
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日2023年6月30日といたしたいと存じます。なお、中間配当を含めた第72期の年間配当金は1株につき55円となります。

くご参考>



連結計算書類

第2号議案 定款一部変更の件

1.変更の理由

経営効率の向上をはかるため、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都港区から本社機能を有する神奈川県藤沢市に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変更案
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。	第3条 当会社は、本店を <u>神奈川県藤沢市</u> に置く。

第3号議案 取締役6名選任の件

現任取締役(6名)は、本株主総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案の取締役候補者が原案どおり選任されますと、取締役会は独立社外取締役が2名(うち1名は女性取締役)を占め、全体の3分の1以上で構成されます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、取締役候補者に期待するスキル及び指名方針並びに指名手続きを踏まえて、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会の答申を経て取締役会で決定しております。取締役候補者は次のとおりであり、各取締役候補者に関する事項は、11頁から14頁のとおりとなります。

取締役候補者一覧

[] 内は業務分担を記載しています。

候補者番 号	ふ l 氏	りが	な 名		現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況※1	取締役 在任期間※4
1	再任 飯	だ 田	まさ日日	弥	代表取締役社長 社長執行役員、取締役会議長 指名委員会委員長 ^{*2} 、報酬委員会委員 ^{*2} [経営全般、研究開発]	100% (17/17回)	12年
2	再任田田	^{なべ} 邊	nず 和	治	取締役 [事業全般、品質保証、SDGs]	100% (17/17回)	7年
3	再任 宮	řě 崎		さとし 聡	取締役 [事業全般、調達、内部統制]	100% (17/17回)	5年
4	再任 坂	wb 入	良	nr 和	取締役 執行役員 企画管理本部長 兼 企画領域 統括 兼 企画管理本部 経営企画部長 [企画管理、リスク管理、コンプライアンス]	100% (13/13回)	1年
5	再任 おお 独立 大 社外	ti s 村	康	G	社外取締役(独立役員)、特別委員会委員 ^{*3} 指名委員会委員 ^{*2} 、報酬委員会委員長 ^{*2}	100% (17/17回)	3年
6	再任 みや 独立 宮 社外	がわ 	理	加加	社外取締役(独立役員) 指名委員会委員 ^{*2} 、報酬委員会委員 ^{*2}	100% (17/17回)	2年

※1:取締役会への出席状況は、2022年度(2022年4月1日~2023年3月31日)中に開催された取締役会 への出席状況を表しています。

坂入 良和氏は、2022年6月29日(第71回定時株主総会の会日)に就任したため、出席対象となる取締役会の回数がほかの取締役候補者と異なっております。

※2: 当社は、監査役会設置会社でありますが、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会及び報酬委員会を設置しております。なお、2023年3月29日開催の取締役会において、2023年4月1日付で報酬委員会委員長を飯田 昌弥氏から大村 康二氏へ変更する旨を決議いたしました。

※3:「当社株式の大規模買付行為への対応方針」の特別委員会の委員となります。

※4:本株主総会終結時点での期間となります。

【ご参考】

当社取締役候補者の有する専門性及び経験(スキル・マトリックス)

当企業グループにおける経営方針・経営戦略等を考慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、取締役会に必要な専門性や経験等を下表のとおり考えております。また、当企業グループの取り巻く経営環境や経営課題も踏まえながら、取締役会が備えるべき知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模等を加味し、適切な構成について適宜見直してまいります。

尼妆 耂		就任予 諮問委				専門性	及び経験の	領域(上位	4つ)		
候補者	氏名	指名	報酬	企業経営	財務/	法務/リスク /コンプライ アンス	技術/ 研究開発/ 生産	営業/ マーケ ティング	国際性	IT/ デジタル	社会/ 環境
1	再任 飯田昌弥	● (委員長)	•	•	•	•	•				
2	再任 田邊和治					•		•	•		•
3	再任 宮崎 聡				•	•		•			•
4	再任 坂入良和				•	•	•		•		
5	再任 独立 大村康二 社外	•	● (委員長)	•		•	•		•		
6	再任 独立 宮川理加 社外	•	•	•		•				•	•

※各取締役の専門性や経験のうち、当社として特に重要と認識する4項目につき記載

【指名に関する方針】

当社取締役会は、取締役会の実効性を実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する人物を、経営陣幹部(取締役・執行役員)として選任します。

【指名に関する手続き】

経営陣幹部の指名手続きについては、独立性・客観性・透明性ある手続きを確立するため、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会を設置し、経営陣幹部の指名について、指名委員会への諮問・答申プロセスを経たうえで、取締役会において決定する体制を整備しております。

候補者番号

飯 田 昌 弥 (1957年2月24日生)

所有する当社株式数 29,508株

再任

■取締役在任期間 12年

■2022年度における取締役会への出席状況 100%(17/17回)

■略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1979年 4 月 当社入社 2011年 7 月 当社軸受第一事業部長

2003年12月 当社生産事業部 滋賀工場長 2013年4月 当社企画管理本部 副本部長

2006年 6 月 当社執行役員 2014年 1 月 当社生産革新センター長

2006年10月 当社生産事業部 副事業部長 2015年 4 月 当社企画管理本部長

2000年107] 当任工座事業部 副事業部及 2013年 7 / 当任工画自在举部及

2009年6月 当社軸受事業部 副事業部長 2016年6月 当社常務執行役員

2010年 6 月 当社上席執行役員 2017年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)

2011年 6 月 当社取締役

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

飯田昌弥氏は、生産部門の現場責任者のほか、軸受事業部門及び企画管理部門の責任者を通じて得た幅広く豊富な経験と高度の知識を有しており、また、強いリーダーシップを発揮することで、2021年度からの中期経営計画を含めた当企業グループの経営課題に積極果敢に取り組み、成果をあげることができる能力と経営への貢献が期待できることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番 号

た なべ 選

和 治 (1962年9月19日生) 男性 所有する当社株式数 28,048株

再任

■取締役在任期間 7年

■2022年度における取締役会への出席状況 100%(17/17回)

■略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1986年 4 月 当社入社 2013年 5 月 オイレスECO㈱ 代表取締役社長

1999年 6 月 Oiles Tribomet GmbH 2015年 6 月 当社上席執行役員

(現Oiles Deutschland GmbH) 社長 2016年 6 月 当社取締役 (現任)

2008年 6 月 当社企画本部 経営企画部長 2017年 4 月 当社免制震事業部長

2010年 4 月 当社生産事業部 滋賀工場長 2021年 4 月 当社常務執行役員 軸受事業部長

2011年6月 当社執行役員

【取締役候補者とした理中及び期待される役割の概要】

田邊和治氏は、長年にわたる欧州子会社社長としての経験に加え、経営企画部門及び生産現場の責任者のほか、建築機器事業部門のオイレスEC〇㈱の社長及び免制震事業部門や軸受事業部門の責任者を通じて得た幅広く豊富な経験や高い能力と識見を活かし、当該部門の事業基盤の強化と価値向上に大きく貢献してまいりました。これらの経験から、経営への貢献が期待できるものと考えております。このため当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 宜 싦 さとし (1960年11月20日生) 男件

所有する当社株式数 8,503株

再任

■取締役在任期間 5年 ■2022年度における取締役会への出席状況 100%(17/17回)

■略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

当社入社 経理部長 2013年7月

2017年6月 当社上席執行役員 企画管理本部長

2015年 4 月 当社企画管理本部 副本部長 兼 経理部長

2018年 6 月 当社取締役 (現任)

2015年 6 月 当社執行役員 企画管理本部 副本部長

2021年 4 月 当社常務執行役員 免制震事業部長

兼 経理部長

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

宮崎聡氏は、財務・経理分野や資本政策に関する高い知見を持つとともに、企画管理部門や免制震事業部 門の責任者を通じて得た豊富な経験や高い能力と識見を活かし、当該部門の体制強化及び事業基盤の強化と 価値向上に大きく貢献してまいりました。これらの経験から、経営への貢献が期待できるものと考えており ます。このため当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであり ます。

候補者 무

いりり よし かず さか 良 (1966年8月10日生) 坂 男性

所有する当社株式数 6.677株

再任

■取締役在任期間 1年

■2022年度における取締役会への出席状況 100%(13/13回)

■略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1989年 4 月 当社入社

2021年 4 月 当社上席執行役員 企画領域統括 兼

企画管理本部 経営企画部長

2014年 4 月 当社軸受第二事業部 技術部長 2016年 1 月 当社軸受第一・第二事業部 軸受企画部 専門部長

2022年 4 月 当社上席執行役員 企画管理本部長 兼 企画領域統括

2016年 3 月 Oiles India Private Limited 社長

兼 企画管理本部 経営企画部長

2022年6月 当社取締役(現任)

2018年6月 当社執行役員

2018年10月 当社執行役員 企画管理本部 経営企画部長

2023年 4 月 当社執行役員 企画管理本部長 兼 企画

2019年 4 月 当社執行役員 企画領域統括 兼 企画管

領域統括 兼 企画管理本部 経営企画部

理本部 経営企画部長

長 (現任)

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

坂入良和氏は、軸受事業部の自動車部門技術責任者としての経験に加え、当社インド子会社社長のほか、経 営企画部門における責任者を通じて得た幅広く豊富な経験と高度の知識を有しており、また2022年4月からは 企画管理部門の責任者として、これまでの豊富な経験や高い能力と識見を活かし、当企業グループの更なる企業 価値向上への貢献が期待できるものと考えております。このため当社取締役として適任であると判断し、引き続 き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者 (1954年2月14日生) 村 康 番号 男件

所有する当社株式数 2,033株 社外 独立 再任

■取締役在任期間 3年

■2022年度における取締役会への出席状況 100%(17/17回)

■略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1979年 4 月 三井石油化学工業(株) (現 三井化学(株)) 入社

2005年 6 月 同社執行役員 基礎化学品企画管理部長 兼原料購買部長

2016年 6 月 同社副社長執行役員 基盤素材事業本部長 2018年 4 月 同社社長特別補佐 ベトナム・プロジェクト担当 2019年 4 月 同社特別参与

2009年 6 月 同社常務取締役 経営企画部長、中国総代表

2011年 6 月 同社専務取締役 経営企画/ニュービジネ 2020年 6 月 当社社外取締役(現任)

2020年4月 同社参与[2020年6月退任]

ス推進/レスポンシブル・ケア担当

2021年6月 群栄化学工業㈱社外取締役(現任)

2013年 4 月 同社代表取締役副社長 執行役員 生産・ 技術本部長、SCM/物流/購買担当

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

大村康二氏は、長年にわたる会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及びこれまで取締役会におい て発言された意見・助言、さらには任意の指名・報酬委員会委員として当期中に開催されたすべての当該委 員会に出席し、適時適切な意見・提言をおこなっております。また、上記の経験及び知見をもとに、当社経 営の監督機能強化及び公正性の確保・向上に貢献しております。このため当社社外取締役として当企業グル ープの経営に有用な意見・助言が期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするもので あります。

候補者 番号 みや がわ (1960年8月26日生) 理 宮 \prod 女性

所有する当社株式数 24,000株 社外

独立

再任

■取締役在任期間 2年

■2022年度における取締役会への出席状況 100%(17/17回)

■略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)

1983年 4 月 富士通マイコンシステムズ(株) 入社

2013年 7 月 同社BPI推進室長 兼 内部監査室長 2014年7月 同社BPI推進室長

1985年 4 月 富十通オーエー(株) 入社

1989年11月 川崎航空サービス(株) (現 ケイライン 2016年6月 同社取締役 (BPI推准室・情報システム部担当)

ロジスティックス(株))入社

[2019年6月退任]

2021年6月 当社社外取締役(現任)

【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

宮川理加氏は、会社役員で経営を担った知識・経験及び法令遵守体制の整備をはじめ、情報システム分野 における高度な専門性と豊富な知識・経験を有しており、これまで取締役会において発言された意見・助言 に加え、DXやダイバーシティの観点からも同氏の経験と識見がコーポレート・ガバナンスの強化に寄与す るものと考えております。また、任意の指名・報酬委員会委員として当期中に開催されたすべての当該委員 会に出席し、適時適切な意見・提言をおこなっております。このため、当社社外取締役として当企業グルー プの経営に有用な意見・助言ができるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりです。
 - ① 候補者 大村 康二氏及び宮川 理加氏は、社外取締役候補者であります。
 - ② 大村 康二氏及び宮川 理加氏は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受取る予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③ 両氏は、いずれも当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
 - ④ 両氏は、いずれも過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
 - ⑤ 両氏が選任された場合、当社は会社法第427条第1項の規定並びに当社定款第26条の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、大村康二氏及び宮川理加氏との間で継続する予定であります。
 - ⑥ 当社は、大村 康二氏及び宮川 理加氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
 - 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

本議案が原案通り承認可決されますと取締役及び執行役員の構成は次のとおりとなります。

<取締役>

[] 内は業務分担を記載しています。

地	位	立	E	E	名	<u> </u>	担当
代表取締役社長 飯 田		të H	まさ 目	弥	社長執行役員、取締役会議長、指名委員会委員長、報酬委員会委員 [経営全般、研究開発]		
取	締	役	た 田	^{なべ} 邊	かず 和	tta 治	[事業全般、品質保証、SDGs]
取	締	役	_{みや} 宮	ざき崎		さとし 聡	[事業全般、調達、内部統制]
取	締	役	_{さか} 坂	いり 入	良	かず 和	執行役員 企画管理本部長 兼 企画領域統括 兼 企画管理本部 経営企画部長 [企画管理、リスク管理、コンプライアンス]
取 (独	締 立役員	役)	^{おお} 大	tis 村	東	<u>"</u>	社外取締役、特別委員会委員(※)、指名委員会委員、報酬委員会委員長
取(独	締立役員	役()	みや宮	がわ 	理	加	社外取締役、特別委員会委員(※)、指名委員会委員、報酬委員会委員

※特別委員会委員は、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」の委員となります。また、本株主総会並びにその後の取締役会において本議案が原案通り承認可決されますと、本特別委員会は取締役候補者 大村 康二氏、宮川 理加氏、監査役 前田 達宏氏の3名で構成されることとなります。

<執行役員>

坩	<u>t</u>	位	Ţ	E	E	í	Ś	担当
執	行	役	員	ゃま 山	が元	かず 和	vs 宏	生産事業部長
執	行	役	員	as < 奥	津	清	^{ふみ} 文	ユニプラ(㈱) 代表取締役社長
執	行	役	員	*** 米	やま 山		みさお 操	企画管理本部 総務部長
執	行	役	員	関	根	とし	でき	一般軸受事業部長
執	行	役	員	定 定	がき		^{ひかる} 光	自動車軸受事業部長
執	行	役	員	増	だ 田	z j 耕	いち	免制震事業部長

※取締役を兼務する執行役員は<取締役>に記載。

第4号議案 監査役1名選任の件

現任監査役 君島 得宏氏は、本株主総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査役 1 名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、会社法第343条第 1 項並びに第 3 項の規定に基づき、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
## 原 健 郎 (1960年11月22日) 所有する当社株式の数 - 株 監査役在任期間 - 年 2022年度における 取締役会への出席状況 -/-回(-%)	1983年 4 月 ライオン㈱入社 2006年 3 月 同社経営企画部長 2008年 1 月 同社ハウスホールド事業本部 リビングケア事業部長 2010年 1 月 同社執行役員 ヘルスケア事業本部長 2012年 1 月 同社執行役員 ライオン商事㈱代表取締役社長 2016年 1 月 同社執行役員 社長付 2016年 3 月 同社取締役 執行役員 リスク統括管理担当、経営企画部、経理部、お客様センター、薬事・品質保証部、法務部担当 2017年 3 月 同社取締役 上席執行役員 リスク統括管理担当、経営企画部、経理部、お客様センター、薬事・品質保証部、法務部担当 [2022年 3 月退任] 2022年 6 月 コマニー㈱社外取締役(現任) 2022年12月 ㈱DACホールディングス顧問(現任) [重要な兼職の状況] 2002年 9 月 榊原健郎税理士事務所代表(現任)
監査役会への出席状況 -/-回(-)	【社外監査役候補者とした理由】 榊原健郎氏は、長年にわたる会社役員として経営を担った知識・経験及び企業会計に関する高度な専門性と豊富な知識を有していることから、当企業グループの適正な監査と社外監査役としてのその職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 社外監査役候補者に関する事項は次のとおりです。
 - ① 榊原 健郎氏は、社外監査役候補者であります。
 - ② 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受取る予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③ 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに 準ずる者ではありません。
 - ④ 同氏は、過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
 - ⑤ 同氏が選任された場合、当社は会社法第427条第1項の規定並びに当社定款第35条の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - ⑥ 同氏が選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

本議案が原案通り承認可決されますと監査役会の構成は次のとおりとなります。

なお、現在の人数構成(常勤監査役2名及び社外監査役2名計4名体制)に変更はありません。

地 位	氏 名	監査役 在任期間※	属性
常勤監査役	みぞ ぐち かつ ひろ 溝 口 勝 広	3年	現 任
常勤監査役	す だ ひろし 損 田 博	1年	現 任
社外監査役	前田達宏	5年	現 任 独 立 役 員
社外監査役	神原健郎	一年	新 任 独 立 役 員

[※]本株主総会終結時点での期間となります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

2022年6月29日開催の第71回定時株主総会において補欠監査役に選任されました十川 稔氏の選任の効力は、本株主総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役 の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補 欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、会社法 第343条第1項並びに第3項の規定に基づき、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)					
とがわ みのる 十 川 稔	1991年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 [1998年9月退所]					
(1963年7月10日)	1995年 8 月 公認会計士登録 1998年11月 税理士登録					
所有する当社株式の数 一株	〔重要な兼職の状況〕 1998年10月 十川会計事務所代表(現任)					

【補欠の社外監査役候補者とした理由】

十川稔氏は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、長年にわたり公認会計士及び税理士として豊かな業務経験と専門的な知識を有し、客観的かつ公正な立場から当社の経営を監視していただくことを期待し、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりです。
 - ① 候補者 十川 稔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - ② 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受取る予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
 - ③ 同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに 準ずる者ではありません。
 - ④ 同氏は、過去10年間に当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は非業務執行役員になったことはありません。
 - ⑤ 同氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定並びに当社 定款第35条の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - ⑥ 同氏が監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 - ⑦ 同氏は1991年10月から1998年9月まで当社の会計監査人の前身である「監査法人トーマツ」に在籍しておりましたが、1998年9月に退所後、1998年10月に「十川会計事務所」を設立し、現在に至っております。従いまして、本年6月で監査法人トーマツを退所後、24年9カ月となり、過去の雇用者である監査法人トーマツとの間の利益相反を解消するのに十分な年月を経たと考えております。
 - 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。同氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

事業報告

(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限緩和を背景に4月以降は景気が持ち直しつつありましたが、7月以降の第7波・第8波による感染再拡大をはじめ、ロシア・ウクライナ情勢に起因した原材料費、エネルギー価格の高騰、さらには為替相場の急激な変動などもあり先行き不透明な状況が続いております。このような環境にあって、当企業グループは2021年度を起点とする中期経営計画(2021年度~2023年度)の2年目にあり、選択と集中による経営資源の有効活用と成長市場への取り組みを一層強化し、計画で定めた目標実現に向けグループ全体で取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は62,882百万円(前期比5.1%増)、営業利益は5,056百万円(前期比13.7%減)、経常利益は5,730百万円(前期比12.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は4.132百万円(前期比4.5%減)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

区	分	(前連結会	71期 会計年度) ≅3月期	第72期 (当連結会計年度) 2023年 3 月期			
		金額	構 成 比 率	金額	構成比率		
		百万円	%	百万円	%		
軸 受	機器	40,261	67.2	43,881	69.7		
構 造	機器	12,307	20.6	11,375	18.1		
建 築	機器	5,792	9.7	6,132	9.8		
その	の他	1,492	2.5	1,491	2.4		
合	計	59,853	100.0	62,882	100.0		

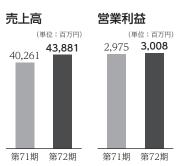
軸受機器

一般産業向け製品は、国内製造業の生産持ち直しから 工作機械向けを中心に堅調な売上となりました。自動車 向け製品は、上期における中国上海市のロックダウン や、半導体不足に伴う欧米、日本国内の自動車減産の影 響を受けましたが、インド・アセアン地域向けの需要が 回復したことに加え、円安の影響を受けたことにより前 年同期を上回る売上となりました。利益については、原 材料費やエネルギー価格の高騰が利益を圧迫したもの の、販売価格への転嫁と固定費の抑制を進めたことなど により、軸受機器セグメント全体の利益は前年同期を上 回ることができました。

この結果、軸受機器セグメントの売上高は43.881百万 円(前期比9.0%増)、セグメント利益は3.008百万円 (前期比1.1%増)となりました。

売上構成比率





構造機器

建築向け製品は都市再開発物件やロジスティクスセン ター向けなどが前年度に引き続き堅調に推移しました。 橋梁向け製品は計画していた海外物件が完工するなどし て売上、利益に貢献しました。しかしながら、前年度と 比較すると大型物件の減少が影響し、高利益率を確保し たものの構造機器セグメント全体では前年同期を下回る 売上、利益となりました。

この結果、構造機器セグメントの売上高は11.375百万 円(前期比7.6%減)、セグメント利益は1.512百万円 (前期比40.0%減)となりました。

売上構成比率



営業利益



第71期 第72期

売上高

建築機器

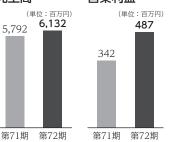
住宅用製品は新設住宅戸数の減少の影響を受け、売 上、利益ともに前年同期を下回りましたが、ビル用製品 では、主力製品である排煙・換気装置ウィンドウオペレ ーターの新築向けが好調に推移し、前年同期を上回る売 上、利益となりました。

この結果、建築機器セグメントの売上高は6.132百万 円(前期比5.9%増)、セグメント利益は487百万円(前 期比42.2%増)となりました。

売上構成比率



売上高 営業利益



② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は2,696百万円であります。その主な内容は、当社及び子会社の各工場での設備の取得などであります。

- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区 分	第69期 2020年3月期	第70期 2021年3月期	第71期 2022年3月期	第72期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売 上 高	60,165	52,977	59,853	62,882
経 常 利 益	5,072	3,762	6,514	5,730
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益	3,432	2,525	4,325	4,132
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	109円62銭	80円63銭	137円58銭	132円44銭
総 資 産	79,887	80,615	85,530	86,991
純 資 産	60,642	62,557	66,591	69,589

(注) 第71期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第71期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係 該当する会社はありません。
- ② 子会社の状況(2023年3月31日現在)

会 社 名	資本金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
オイレスECO株式会社	200	100.0	建築機器製品等の製造販売・施工及び保守・点検
オイレス西日本販売株式会社	46	100.0	軸受機器製品及び伝導装置用品の販売
オイレス東日本販売株式会社	20	100.0	軸受機器製品及び伝導装置用品の販売
ユニプラ株式会社	78	100.0	軸受機器・構造機器製品等及び合成樹脂製 品の製造販売
株式会社リコーキハラ	138	100.0	軸受機器・構造機器製品等及び銅合金鋳造 品の製造販売
ルービィ工業株式会社	92	100.0	軸受機器・構造機器製品等の製造販売
オーケー工業株式会社	25	100.0	軸受機器製品等の製造販売
株式会社免震エンジニアリング	10	100.0	免震・制震に関するエンジニアリングサービス
Oiles America Corporation	千米ドル 2,200	100.0	軸受機器製品等の製造販売
Oiles Deutschland GmbH	千ユーロ 51	100.0	軸受機器製品等の販売
Oiles Czech Manufacturing s.r.o.	千チェココルナ 100,000	100.0	軸受機器製品等の製造販売
上海自潤軸承有限公司	千人民元 22,587	90.0	軸受機器製品等の製造販売
自潤軸承(蘇州)有限公司	千人民元 75,543	100.0	軸受機器製品等の製造販売
Oiles (Thailand) Company Limited	千バーツ 104,000	84.9 間接0.1	軸受機器製品等の製造販売
Oiles India Private Limited	千インドルピー 800,000	99.9 間接0.1	軸受機器製品等の製造販売
瓯依鐳斯貿易 (上海) 有限公司	千人民元 2,180	間接100.0	建築機器製品等の販売

(4) 対処すべき課題

当企業グループを取り巻く事業環境は、コロナ禍からの回復基調にはあるものの、依然として半導体不足をはじめとするサプライチェーンの混乱や、地政学リスクに起因するエネルギー価格・資源価格の高騰などが企業活動に影響を及ぼしており、当企業グループの経営においても同様に先行き不透明な状況が続いております。このような中でも、グループー丸となって環境の変化を先取りし、柔軟かつ迅速に課題に対処してまいります。

また、企業の持続的成長には非財務資本のさらなる進化が重要であるとの認識のもと、「持続的成長に必要な重要課題(マテリアリティ)」を特定し、統合報告書にて開示しております。人的資本への取り組みとしては、人権尊重、ダイバーシティの推進、人材育成、適正な労働慣行や健康経営の推進などに積極的に取り組んでおり、こうした取り組みの結果、2023年3月には「健康経営優良法人2023(大規模法人部門)」の認定を得ました。

環境対応においては、気候変動などの地球環境問題というサステナビリティ課題についても取り組み強化を進めております。当企業グループは、2030年度までに CO_2 総排出量を2013年度比46%削減という目標を2021年に定め、これに続いて2023年度からは当企業グループ全体で「2050年カーボン・ニュートラル」の実現を目標とし、環境に対する取り組みを推進しております(CO_2 総排出量の対象は $Scope\ 1$ 及び $Scope\ 2$)。自社設備による CO_2 排出量削減の取り組みに加えて、環境負荷低減を実現する製品や技術を社会に提供するという本業での環境対応についても、軸受機器事業部門を中心に電気自動車や、再生可能エネルギー、水素エネルギー分野などに向けた取り組みを強化しています。当社の技術や製品が地球環境に貢献できる可能性は高いと考え、技術・製品開発を進めております。

当企業グループでは2021年度を起点とする中期経営計画(2021年度~2023年度)について、以下の中期経営方針を定めスタートさせており、計画で定めた成長目標の実現に向け、グループ全体で取り組んでまいります。

中期経営方針

- ・グローバル経営を推進し、各事業が成長目標を実現する
- ・選択と集中により、経営資源を有効活用し、技術力の強化と生産性を向上させる
- ・社員の多様性を尊重し、会社とともに成長できる環境、風土をつくる

セグメントごとの2022年度の取り組み状況は以下のとおりであります。

(軸受機器)

一般産業向け製品では、半導体製造装置や再生可能エネルギー等の成長市場へ向けた新製品開発と、新規案件獲得へ向けた営業活動を一層強化してまいりました。自動車向け製品で

は、成長する電気自動車分野へ向けた次世代の主力製品の開発と営業活動に注力してまいりました。

(構造機器)

堅調な都市再開発物件やロジスティクスセンター向けに加え、データセンターや半導体製造施設関連の需要の掘り起こし、中小橋梁の免震化案件の取り込みに注力するとともに、技術開発機能の強化のため試験設備の増強や高度化に積極的に投資してまいりました。

(建築機器)

新築建物市場におけるシェア堅持とともに、設置済製品のリニューアルにもきめ細かく対応し、大規模改修案件の捕捉や、ビル管理会社・ゼネコンファシリティマネジメント部門への営業強化に努めてまいりました。

(5) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

要滑部機材(オイルレスベアリング)、各種機械部品及び建築用・土木構造物用機材の製造、販売並びに建築工事及び土木構造物工事の設計施工ですが、取扱製品を大別すると、次のとおりであります。

◎軸受機器:オイルレスベアリング、その他◎構造機器:免震・制震装置、支承、その他

◎建築機器:ウィンドウオペレーター、環境機器、住宅用機器、その他

(6) 主要な営業所及び工場(2023年3月31日現在)

① 当社

1)本社 : 神奈川県藤沢市桐原町8番地

(登記上本店)東京都港区港南一丁目2番70号

2)営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
東京営業所	東京・神奈川	太田営業所	群 馬	藤沢事業場	神 奈 川
大阪営業所	大 阪	浜松営業所	静岡	足利事業場	栃木
名古屋営業所	愛知	豊田営業所	愛知	滋賀工場	滋賀
札幌駐在所	北海道	広島営業所	広 島	大 分 工 場	大 分
宇都宮営業所	栃木	九州営業所	福岡	ソウル支店	韓国

② 子会社

会 社 名	区分	所 在 地
	本 社	東京都品川区
オイレスECO株式会社	支店・営業所	東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、大宮、 松本、北陸(石川)、広島、九州(福岡)
	工場	近江(滋賀)
→ ノ 1. フ 亜 口 + 匹 吉 州 + △ ¼	本社営業所	大阪府大阪市
オイレス西日本販売株式会社	営 業 所	神戸、京滋(滋賀)
オイレス東日本販売株式会社	本社営業所	東京都港区
	営 業 所	太田、水戸
	本 社 工 場	埼玉県川越市
ユニプラ株式会社	営 業 所	東京(埼玉)、名古屋
	工場	狭山(埼玉)
株式会社リコーキハラ	本 社 工 場	新潟県中魚沼郡津南町
株式会社リコーキハラ	工場	小千谷(新潟)、卯ノ木(新潟)
	本 社 工 場	福島県大沼郡会津美里町
ルービィ工業株式会社	工場	新潟県三条市
オーケー工業株式会社	本 社 工 場	滋賀県守山市
株式会社免震エンジニアリング	本 社	東京都港区
Oiles America Corporation	本社工場・営業所	アメリカ合衆国 ノースカロライナ州
Oiles Deutschland GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国 ヘッセン州
Oiles Czech Manufacturing s.r.o.	本 社 工 場	チェコ共和国 カダン市
上海自潤軸承有限公司	本 社 工 場	中華人民共和国 上海市
上海自潤軸承有限公司	営 業 所	中華人民共和国 上海市
自潤軸承(蘇州)有限公司	本 社 工 場	中華人民共和国 江蘇省 蘇州市
Oiles (Thailand) Company Limited	本社工場・営業所	タイ王国 ラヨン県
Oiles India Daissata I imitad	本社営業所	インド共和国 ハリヤナ州
Oiles India Private Limited	工場	インド共和国 ラジャスタン州
瓯依鐳斯貿易 (上海) 有限公司	本社営業所	中華人民共和国 上海市

(**7**) **使用人の状況** (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前年度末比増減
軸受機器	1,531 (384) 名	6名増 (1名増)
構造機器	140 (30) 名	3名増 (2名減)
建築機器	139 (29) 名	6名減 (6名増)
その他	8 (0)名	1 名減 (-)
全社 (共通)	212 (39) 名	7名減 (6名増)
合 計	2,030(482)名	5名減(11名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理・研究部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤続年数
785(295)名	12名増(2名減)			44.6歳	ŧ	17.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
シンジケートローン	3,275
株式会社みずほ銀行	229
株式会社三菱UFJ銀行	108
合計	3,613

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をエージェントとする計 5 行からの協調融資によるものであります。
 - 2. 株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行からの借入金は、その全額が「株式給付信託 (従業員持株会処分型)」によるものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 153,200,000株

② 発行済株式の総数 34,300,505株

③ 株主数 17,105名

④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数(株)	持 株 比 率(%)
東京中小企業投資育成株式会社	2,966,450	9.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)※	2,537,100	8.1
株式会社みずほ銀行	1,200,505	3.8
日本生命保険相互会社	969,600	3.1
川崎景介	829,641	2.6
オイレス東日本共栄会	776,129	2.5
川崎景太	721,099	2.3
オイレス従業員持株会	702,091	2.2
株式会社三菱UFJ銀行	567,336	1.8
群栄化学工業株式会社	528,960	1.7

- (注) 1. 当社は自己株式を2,828,971株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、次頁の「⑥その他株式に関する重要な事項」に記載のBBT及びESOPが保有する当社株式は自己株式には含めておりません。
 - 2. ※印は、信託業務に係る株式を次のとおり保有しております。
 - ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)

2.537.100株

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
- ―取締役等に交付した株式の区分別合計―

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	11,400株	2名
社外取締役	0株	0名
監査役	0株	0名

※当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (3)②取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

1)株式給付信託を役員向け及び従業員向けにそれぞれ次のとおり導入しております。

a) BBT=Board Benefit Trust (業績連動型株式報酬制度)

2018年6月28日開催の第67回定時株主総会において、当社取締役及び執行役員(社外取締役を除く。)を対象に中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識をこれまで以上に高めることを目的としたBBTの導入を決議いたしました。BBTは、あらかじめ取得した当社株式を中長期の業績達成度に応じて、対象となる取締役及び執行役員に給付するものであります。なお、取締役及び執行役員が株式の給付を受ける時期は、原則として退任時になります。

2023年3月31日現在において、BBTの所有する株式は95,680株であります。

b) ESOP=Employee Stock Ownership Plan(従業員持株会処分型)

2020年11月4日開催の取締役会において、従業員の福利厚生の増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、ESOPの再導入を決議いたしました。ESOPは、「オイレス従業員持株会」及び「オイレスグループ従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入する全ての従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、あらかじめ一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に持株会に売却いたします。

2023年3月31日現在において、ESOPの所有する株式は244,300株であります。

2) 当社従業員持株会を通じた譲渡制限付株式付与制度を次のとおり導入しております。

2021年12月22日開催の取締役会において、創立70周年にあたり、当社従業員に対して、持株会を通じて譲渡制限付株式を付与する制度(持株会RS)の導入を決議いたしました。これを受け、2022年2月4日開催の取締役会決議を経て、以下のとおり自己株式の処分をおこないました。

a) 処分した日 (譲渡制限期間)

2022年3月30日(処分した日から2025年3月29日までの間)

b) 処分した株式の種類及び数

当社普通株式 60,060株

c) 処分総額(処分価額) d) 割当方法(割当先) 97,897,800円 (1株につき1,630円) 第三者割当の方法による (オイレス従業員持株会)

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2023年3月31日現在) 該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2023年3月31日現在)

会社	にに	おけ	るけ	地 位		氏	名		担当及び重要な兼職の状況
代	表 取	締	役 社	:長	飯	田	昌	弥	社 長 執 行 役 員
取		締		役	田	邊	和	治	常務執行役員 軸 受事業 部長
取		締		役	宮	崎		聡	常務執行役員免制震事業部長
取		締		役	坂	入	良	和	上 席 執 行 役 員企 画 管 理 本 部 長
取		締		役	大	村	康	=	群栄化学工業㈱ 社外取締役
取		締		役	宮	JII	理	加	
常	勤	監	査	役	溝		勝	広	
常	勤	監	査	役	須	田		博	
監		査		役	君	島	得	宏	
監		査		役	前	田	達	宏	前田達宏公認会計士事務所 代表

- (注) 1. 取締役 大村 康二及び宮川 理加は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 2. 監査役 君島 得宏及び前田 達宏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員と して届け出ております。
 - 3. 監査役 前田 達宏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 取締役及び監査役の異動

2022年6月29日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、岡山 俊雄及び須田 博は取締役を横山 勝は監査役を、任期満了のため退任いたしました。

2022年6月29日開催の第71回定時株主総会において、取締役として坂入 良和が、監査役として 須田 博が新たに選任され、就任いたしました。 ② 取締役及び監査役の報酬等

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法及び当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2) 決定方針の内容の概要

a) 基本方針

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブとして十分に機能するよう株主利益等と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で承認された範囲内で決定しており、各取締役の役位及び職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬(賞与)、業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬及び業績連動報酬(賞与)のみを支払うことといたします。

b) 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、本人の能力、計画達成に向けての意欲と関与の程度、成果、業績に対する貢献度合、今後担うべき役割等を総合的に勘案して、役員規程に基づき毎月1日から末日までの月額報酬を従業員給与支払日と同日に支給いたします。

c) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関す る方針

取締役の業績連動報酬等は、各連結会計年度の業績を反映するという観点から、 親会社株主に帰属する当期純利益を主な指標として用いたうえで、職責と成果を反 映させた額を賞与として定時株主総会終結の日から1週間以内に支給することとい たします。当事業年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益の推移は、1.企業 集団の現況(2)財産及び損益の状況に記載のとおりです。

非金銭報酬等は、固定報酬及び賞与とは別枠として、取締役(社外取締役除く、執行役員含む)を対象に中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として株式給付信託(BBT=Board Benefit Trust)とし、その指標は中長期的な業績向上に資するという観点から中期経営計画で定めた連結営業利益といたします。また株式報酬の決定方法は事業年度ごとに役員給付規程に基づき役位と指標達成度等を勘案して定まるポイントが対象者に付与されます。対象者が当社

株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時といたします。また、交付状況は 2. 会社の現況(1)株式の状況に記載のとおりです。

※株式給付信託制度は2018年6月28日開催の第67回定時株主総会の決議に基づき導入。

d) 固定報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において検討いたします。取締役会は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定いたします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、

固定報酬:業績連動報酬等(賞与):非金銭報酬等(株式給付信託)=65:25:10といたします。

e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項 取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、過半数の独立社外 取締役によって構成される報酬委員会がその具体的内容について諮問を受けるもの

とし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分といたします。取締役会は、報酬委員会が答申した内容に基づき最終的に決定いたします。なお、業績連動型株式報酬については役員株式給付規程に基づき、個人別の株式数が割り当てられます。

3) 当事業年度に係る報酬等の総額

加昌 区八	報酬等の総額	報酬等の	種類別の総額(百	百万円)	対象となる
役員区分	(百万円)	固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数 (名)
取締役	267	147	78	42	8
(うち社外取締役)	(19)	(15)	(3)	(-)	(2)
監査役	60	60	_	_	5
(うち社外監査役)	(16)	(16)	(-)	(-)	(2)
合 計	327	207	78	42	13
(うち社外役員)	(35)	(31)	(3)	(-)	(4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 上記報酬等の総額には、第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の当社役員の人数は取締役6名及び監査役4名であります。

4) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項 当社取締役及び監査役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議いただいております。

対象	取締役	取締役(社外取締役除く)	監査役
報酬等の種類	株式報酬 金銭報酬 業績連動型株式報酬制度 (株式給付信託(BBT))		金銭報酬
株主総会決議	2014年6月27日 第63回定時株主総会	2018年6月28日 第67回定時株主総会	2006年 6 月29日 第55回定時株主総会
内容の概要	年額350百万円以内 (使用人分給与は含まない)	2021年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度を対象に210百万円以内、以降3事業年度ごとに240百万円以内	年額70百万円以內
上記総会終結時点の 対象者の員数	8名	6名	4名

③ 社外役員の兼任状況及び主な活動状況等(2023年3月31日現在)

地位	氏名出 席 状 況	重要な兼職先	活動状況及び社外役員に期待される役割に関しておこなった職務の概要等
社外取	大 村 康 二 取締役会100% (17/17回)	群栄化学工業(株) 社外取締役(※)	取締役会に加え、経営会議等の重要な会議にも出席し、主に会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及び企画部門を通して培われた幅広い知見から、経営全般に関し有用な発言をおこなっております。また、指名委員会委員並びに報酬委員会委員に就任し、就任以降に開催された各委員会の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の執行役員を含む役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っており、取締役として選任時に期待した以上の役割を果たしております。また、特別委員会委員に就任し、委員としての役割も果たしております。
締 役	宮 川 理 加 取締役会100% (17/17回)	l	取締役会に加え、経営会議等の重要な会議にも出席し、主に会社役員として経営を担った豊富な知識・経験及び情報システム部門を通して培われた幅広い知見から、経営全般に関し有用な発言をおこなっております。また、指名委員会委員並びに報酬委員会委員に就任し、就任以降に開催された各委員会の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の執行役員を含む役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っており、取締役として選任時に期待した以上の役割を果たしております。
社外監	君 島 得 宏 取締役会100% (17/17回) 監査役会100% (14/14回)	_	取締役会及び監査役会に加え、経営会議等の重要な会議にも出席し、主に企業経営に関わる見識に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また、オイレスグループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確保するべく、中立的な立場から客観的に監査意見を表明するなど、株主の利益ひいては会社の利益を踏まえた公平で公正な経営の意思決定のための行動をしており、監査役としての職責を果たしております。また、特別委員会委員に就任し、委員としての役割も果たしております。
查	前 田 達 宏 取締役会94.1% (16/17回) 監査役会92.9% (13/14回)	前田達宏公認会計士 事務所 代表(※)	取締役会及び監査役会に加え、経営会議等の重要な会議にも出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜おこなっております。また、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等をおこない、中立的な立場から客観的に監査意見を表明するなど、株主の利益ひいては会社の利益を踏まえた公平で公正な経営の意思決定のための行動をしており、監査役としての職責を果たしております。また、特別委員会委員に就任し、委員としての役割も果たしております。

[※]当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定並びに当社 定款第26条及び第35条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限 定する契約を締結しております。
- ・当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者がその地位に基づいておこなった背信行為若しくは犯罪行為又は故意による法令違反等に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支	払	額
(7) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			57百万円
(イ) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額			57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の子会社のうちOiles America Corporationを含む海外子会社6社については、当社の会計監査人が加盟しているデロイトトウシュトーマツリミテッドのメンバーファームの監査を受けております。
 - 3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が 適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同 意の判断をいたしました。
 - 4. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬として7百万円を支払っております。
 - ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合又は監査の適正性をより高めるためにその必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、通期における業績と今後の業績予想を踏まえ、将来の経営基盤強化のための投資と株主の皆様への利益還元等を考慮しつつ、安定的かつ継続的な配当を基本とし、30%以上の連結配当性向を目指してまいりました。

今後につきましても長期的な視点から利益還元に努めてまいります。

なお、当社は株主の皆様の利益還元の機会を充実させる目的で、剰余金の配当を期末の他に中間の年2回実施することができるよう定款に定めております。また、中間配当は、取締役会の決議によっておこなうことができる旨を定めております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社取締役会は、特定の者による当社株式等の大規模買付行為(本事業報告において、以下「大規模買付行為」といいます。)があったとしても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、また、大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されるべきことと考えております。

しかしながら、当社は、企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為をおこなう者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 不適切な支配防止のための取り組み及び取締役会の判断

1)企業価値向上策

当社は、「オイルレスベアリングの総合メーカーとして世界のリーダーとなり、技術で社会に貢献する」という経営理念のもと、独創的な研究開発によって摩擦・摩耗・潤滑というコア技術を極め、これをグローバルに展開し、それにより社会に貢献することを今日の経営の基本としております。

さらに、当社は経営理念の実現のため、以下の長期ビジョンを掲げ、中期経営計画と年次経営 計画を連動させ、グローバル市場でのオイレスブランドの確立に向け、取り組んでおります。

【長期ビジョン】

- ・世界が求める製品と技術を通して、地球環境の保全に寄与し、「安心」「安全」 「快適」を届ける企業
- ・トライボロジー技術(摩擦・摩耗・潤滑)とダンピング技術(振動制御)を究め、「世界に一つ」の製品を創り出す市場創造企業
- ・高い社会貢献性を有する事業により、社会的責任(CSR)を果たし、持続可能な 社会の実現に役立つ企業

2) 当社株式の大規模買付行為への対応方針

当社は、2006年6月29日開催の第55回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、事前警告型の当社株式の大規模買付行為に関する対応策を導入いたしました(本事業報告において、2021年6月29日開催の当社第70回定時株主総会の決議による変更を含み、以下「本方針」といいます。)。本方針は、大規模買付行為をおこなう者(本事業報告において、以下「大規模買付者」といいます。)があらかじめ当社が定めた大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置をとらず、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等の対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することができるというものです。

- 3) 上記の取り組みが、会社の支配に関する基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由上記1)の取り組みは企業価値の向上のための基本的な施策であることから、また、上記2)の取り組みは、以下の理由から、いずれも上記①の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。
 - a) 本方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(以下、「指針」といいます。)の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、高度の合理性を有するものです。

また、指針の定める上記三原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1・5 いわゆる買収防衛策」の内容その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっております。

b) 本方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行 為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提 示するために必要な情報や時間を確保し又は株主の皆様のために買付者等と交渉を おこなうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益 を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

また、本方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご 意思によって本方針の廃止も可能であることから、本方針が株主共同の利益を損な わないことを担保していると考えられます。 c) 本方針は、第70回定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効しており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。 また、本方針の有効期間中であっても、当社株主総会において本方針を廃止する 旨の決議がおこなわれた場合には、本方針はその時点で廃止されることになり、株 主の皆様のご意向が反映されます。

- d) 本方針における対抗措置の発動は、当社の業務執行をおこなう経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本方針の透明な運用を担保するための手続も確保されております。
- e) 本方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって、いつでも廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、取締役の任期は1年のため、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度におこなうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(7) コーポレート・ガバナンスに関する事項

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当企業グループでは、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題と位置づけ、市場の変化に応じた機動的な経営意思決定、権限委譲による合理的かつ健全で透明度の高い経営体制及び組織を整備するとともに、必要な施策を実施し、当企業グループの発展と企業価値の向上をはかることを基本的な考え方としております。

同時に、投資家への情報開示の重要性も認識し、経営の透明性を高めるため適時適切な情報開示に積極的に取り組んでおります。

② コーポレート・ガバナンス体制について

1) 体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、取締役6名(うち社外取締役2名/本招集ご通知発送日現在)、監査役4名(うち社外監査役2名/本招集ご通知発送日現在)による体制となっております。取締役会は、経営上の重要な事項についての意思決定をおこなうとともに、取締役の業務執行に係る経営の監督をおこないます。監査役会は、取締役会及び執行機能の監督をおこないます。また、監査役は会計監査人、内部統制を含む内部監査部門と連携をはかる体制を構築しております。なお、当社は、業務執行機能と監督・監視機能の区分明確化、及び経営戦略の意思決定の迅速化と効率化による取締役会機能強化の観点から、2003年6月から執行役員制度を導入しております。

また、2023年4月から迅速な意思決定と事業責任を明確にするため軸受機器事業 部門を一般軸受事業部と自動車軸受事業部に分離し、生産体制の強化をはかるため生 産事業部を新たに設置いたしました。さらに事業部門の責任者には執行役員を配置す ることで取締役会と執行部門の役割・責任を明確にし、経営の監督機能強化と業務執 行権限を執行役員に委譲することで機動的な経営を推進します。

2) 任意の指名・報酬委員会

取締役及び執行役員の指名並びに報酬決定については、これら意思決定プロセスの客観性・透明性・公正性を確保することを目的として、2018年10月の取締役会において、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会・報酬委員会を設置しております。また、取締役会は、両委員会への諮問・答申のプロセスを経たうえで、これら指名・報酬の内容について決定しております。

2023年3月31日現在の各委員会の役割・機能・委員構成・出席状況は次頁のとおりです。

	役割	機能	委員構成	出席状況
指名委員会	取締役及び執行役員の指名プロセスについて、社外役員が関与することで独立性・客観性・透明性を高め、指名の公正性を担保する。	取締役及び執行役員の選任及び解任に関する事項、代表取締役及び役付取締役の選任及び解任に関する事項、業務執行取締役の職務分担に関する事項、後継者計画に関する事項等についての審議と取締役会への答申	< 委員長 > 飯田 昌弥 (代表取締役社長) < 委 員 > 大村 康二 (独立社外取締役) 宮川 理加 (独立社外取締役)	委員全員 100% (2/2回)
報酬委員会	取締役及び執行役員の報酬決定プロセスについて、社外役員が関与することで独立性・客観性・透明性を高め、報酬の公正性を担保する。	取締役及び執行役員の報酬の構成・方針等に関する事項、取締役及び執行役員の個人別の報酬等に関する事項、執行役員の評価に関する事項等についての審議と取締役会への答申	<委員長>※ 飯田 昌弥 (代表取締役社長) <委 員> 大村 康二 (独立社外取締役) 宮川 理加 (独立社外取締役)	委員全員 100% (4/4回)

※2023年3月29日開催の取締役会において、2023年4月1日付で報酬委員会委員長を飯田 昌弥から大村 康二へ変更する旨を決議いたしました。

3) サステナビリティ推進会議

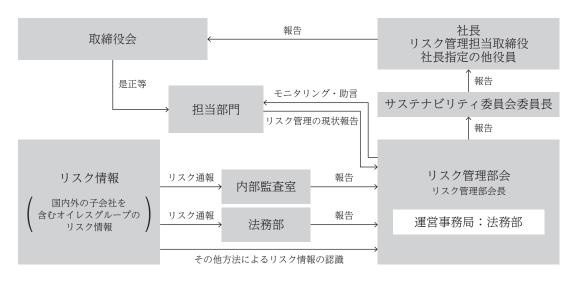
国連の定めたSDGsをはじめとするサステナビリティ課題の解決に向けた取り組みが社会の持続可能な発展に寄与するだけでなく、さらには当社の企業価値向上にも寄与するという認識のもと、「環境(Environment)」「社会(Social)」「企業統治(Governance)」に代表されるサステナビリティ課題の解決に貢献することを企業活動の主軸と位置付けております。これを踏まえ、代表取締役社長が議長となり全取締役が出席する「サステナビリティ推進会議」を設置するなど中長期的な企業価値向上に資するサステナビリティ課題の把握と推進をおこなう体制を整えております。

4) 取締役会の実効性評価

当社は、2015年度から毎年、各取締役の自己評価等に基づく取締役会の実効性に関する分析・評価を実施し、取締役会の機能向上をはかっております。2022年度の取締役会の実効性の評価については、昨年同様に、取締役会の出席者である取締役及び監査役それぞれにアンケートを実施し、その集計結果をもとに取締役会で分析・評価をおこなっております。当社といたしましては、取締役会の実効性をより高めるため、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実・強化に取り組んでまいります。

5) リスクマネジメントに対する基本的な考え方・体制

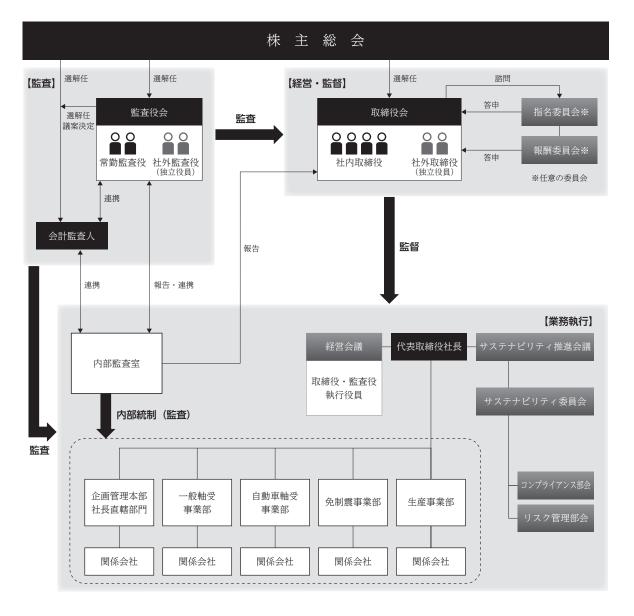
当企業グループは、「グループリスク管理規程」に基づき、当社及び子会社に影響を及ぼす可能性のある様々なリスクを洗い出して一元的に把握し、予防するとともに、リスクが発生した場合には迅速かつ的確に対応することによって被害の発生を最小限に食い止め、再発を防止し、グループの企業価値の保全をはかります。



(注) この事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率につきましては表示単位未満を四捨五入して表示しております。

コーポレート・ガバナンス体制図

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです。 (本招集ご通知発送日現在)



連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

			(単位・日月円)
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	23,394	支払手形及び買掛金	6,760
受取手形及び売掛金	17,854	1年内返済予定の長期借入金	1,090
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	リース債務	94
商品及び製品	4,844	未払費用	1,874
仕掛品	3,968	未払法人税等	387
原材料及び貯蔵品	3,726	未払消費税等	109
その他	1,006	賞与引当金	1,174
貸倒引当金	△22	役員賞与引当金	88
流動資産合計	54,772	株主優待引当金	110
71030 3 1/1 II II I	0 .,. , 2	その他	920
		流動負債合計	12,610
		□Ⅱ□固定負債	12,010
,		- 加 固定共原 - 長期借入金	2,523
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		リース債務	124
(1) 有形固定資産		繰延税金負債	694
建物及び構築物	11,429		42
機械及び装置	5,740	投員と概念力引言並 役員株式給付引当金	113
工具、器具及び備品	1,559	役員休式船的5月3金 退職給付に係る負債	639
土地	2,918		42
リース資産	66	- 貝座际玄頂伤 その他	
建設仮勘定	858		611
その他	232	固定負債合計	4,791
		負債合計	17,401
有形固定資産合計	22,805	純資産の部	
		I 株主資本	0.505
(2) 無形固定資産	344	資本金	8,585
		資本剰余金	9,615
(3) 投資その他の資産		利益剰余金	51,987
投資有価証券	6,560	自己株式	△5,499
長期預金	20	株主資本合計	64,688
繰延税金資産	342	Ⅱ その他の包括利益累計額	1.00-
退職給付に係る資産	95	その他有価証券評価差額金	1,987
		為替換算調整勘定	2,676
その他	2,067	退職給付に係る調整累計額	△403
貸倒引当金	△17	その他の包括利益累計額合計	4,261
投資その他の資産合計	9,068	Ⅲ 非支配株主持分	640
固定資産合計	32,218	純資産合計	69,589
資産合計	86,991	負債純資産合計	86,991

連結損益計算書

自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	科目	金額		
I	売上高		62,882	
I	売上原価		42,972	
	売上総利益		19,909	
	販売費及び一般管理費		14,853	
	営業利益		5,056	
IV	営業外収益			
	受取利息	120		
	受取配当金	255		
	為替差益	436		
	受取保険金	102		
	その他	209	1,123	
V	営業外費用			
	支払利息	10		
	デリバティブ評価損	402		
	その他	36	450	
	経常利益		5,730	
VI	特別利益			
	投資有価証券売却益	277	277	
VII	特別損失			
	固定資産処分損	28		
	投資有価証券評価損	6		
	投資有価証券売却損	43	78	
	税金等調整前当期純利益		5,929	
	法人税、住民税及び事業税	1,537		
	法人税等調整額	190	1,728	
	当期純利益		4,201	
	非支配株主に帰属する当期純利益		69	
	親会社株主に帰属する当期純利益		4,132	

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

ty H	人 <i>松</i> 二	NID	中心・日刀口/
科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
I 流動資産		I 流動負債	4.206
現金及び預金	14,379	買掛金	4,206
受取手形	480	短期借入金	3,881
電子記録債権	2,316	1年内返済予定の長期借入金	1,090
売掛金	9,447	リース債務	8
商品及び製品	1,479	未払金	391
仕掛品	2,821	未払費用	1,138
原材料及び貯蔵品	886	未払法人税等	8
短期貸付金		未払消費税等	11
	3,716	預り金	47
未収入金	677	賞与引当金	792
その他	312	役員賞与引当金	64
流動資産合計	36,518	株主優待引当金	110
Ⅱ 固定資産		その他	53
(1) 有形固定資産		流動負債合計	11,804
建物	7,542	Ⅱ 固定負債	
構築物	239	長期借入金	2,523
機械及び装置	2,482	リース債務	25
車両運搬具	5	退職給付引当金	149
工具、器具及び備品	538	役員株式給付引当金	113
土共、稻共及び帰田土地		資産除去債務	39
	1,836	その他	324
リース資産	66	固定負債合計	3,175
建設仮勘定	700	負債合計	14,980
有形固定資產合計	13,412	純資産の部	
(2) 無形固定資産		I 株主資本	
施設利用権	14	資本金	8,585
ソフトウエア	153	資本剰余金	
ソフトウエア仮勘定	5	資本準備金	9,474
無形固定資産合計	172	資本剰余金合計	9,474
(3) 投資その他の資産		利益剰余金	
投資有価証券	6,040	利益準備金	570
関係会社株式	6,824	その他利益剰余金	
長期貸付金	298	研究開発積立金	1,650
保険積立金	1,293	別途積立金	16,450
		繰越利益剰余金	17,669
差入保証金	372	利益剰余金合計	36,339
前払年金費用	530	自己株式	△5,499
繰延税金資産	176	株主資本合計	48,899
その他	120	Ⅱ 評価・換算差額等	
貸倒引当金	$\triangle 1$	その他有価証券評価差額金	1,878
投資その他の資産合計	15,655	評価・換算差額等合計	1,878
固定資産合計	29,240	純資産合計	50,778
資産合計	65,758	負債純資産合計	65,758

損益計算書

(自 2022年4月1日) 至 2023年3月31日)

科目	金額		
I 売上高		37,563	
Ⅱ 売上原価		27,257	
売上総利益		10,305	
Ⅲ 販売費及び一般管理費		8,587	
営業利益		1,718	
Ⅳ 営業外収益			
受取利息	80		
受取配当金	2,155		
受取ロイヤリティー	657		
為替差益	337		
その他	223	3,454	
V 営業外費用			
支払利息	12		
デリバティブ評価損	402		
その他	17	433	
経常利益		4,740	
VI 特別利益			
投資有価証券売却益	277	277	
Ⅷ 特別損失			
固定資産処分損	12		
投資有価証券売却損	43		
投資有価証券評価損	3	59	
税引前当期純利益		4,958	
法人税、住民税及び事業税	656		
法人税等調整額	127	784	
当期純利益		4,173	

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

オイレス工業株式会社

取締役会御中

 有限責任監査法人トーマッ東京事務所

 東京事務所

 指定有限責任社員業務執行社員業務執行社員業務執行社員業務執行社員
 公認会計士化勢直子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オイレス工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オイレス工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の 記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記 載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判 断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類 の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示 しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する 十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監 督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

オイレス工業株式会社

取締役会御中

 有限責任監査法人トーマッ東 京事務所

 東京事務所

 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員 業務執行社員

 業務執行社員 公認会計士能 勢 直 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オイレス工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の 記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記 載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会及び経営会議などの重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において面談による業務報告を受け、財産及び現場の状況も調査いたしました。
 - また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細 書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年5月25日

オイレス工業株式会社 監査役会

常勤監査役 溝 口 勝 広印 常勤監査役 須 田 博印 社外監査役 君 島 得 宏印 社外監査役 前 田 達 宏印

以上

×	Ŧ				

×	Ŧ				

X	ŧ	

ご参考 (株主通信)

トピックス

ウェブサイトをリニューアルいたしました

株主様をはじめ、ステークホルダーの皆様に当社の事業内容や製品をより深く知っていただ けるよう、デザインを一新いたしました。

ぜひ当社ウェブサイトをご覧ください。https://www.oiles.co.jp/







「こんなところにオイレス」

身近に存在する当社製品をご紹介します。



当社の情報を分かりやすくご紹介します。





ご参考(株主通信)

トピックス

健康経営優良法人2023 (大規模法人部門) に 認定されました



当社はこのたび、日本健康会議により「健康経営優良法 人2023 (大規模法人部門)」に認定されました。

当社は、少子化に伴う生産年齢人口の減少・従業員の高齢化を背景とした深刻な人手不足にも負けない組織力を築くため、健康経営に取り組んでいます。従業員へ安心・安全な労働環境を提供し、個人の健康寿命を延ばすことで健康に働ける期間を長く保つこと、その結果、組織の健康度と生産性が高まることを最大の目的としています。

現在は、健康診断の受診徹底や産業保健職による有所見者への支援、病気に罹患した際の休暇制度などの整備をおこない、健康保持増進だけでなく健康障害を抱えながらも働き続けることができるような支援をおこなっています。

今後も組織の財産である従業員の健康を守り続けることができるよう、様々な取り組みをおこなってまいります。

【健康経営優良法人認定制度とは】

地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の 取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企 業等の法人を顕彰する制度です。健康経営に取り組む優良な法人を 「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関な どから、「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り 組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を 整備することを目標としています。

出典:経済産業省ウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukei ei vuryouhouzin.html)

軸受機器

聴覚をサポートする骨伝導製品に オイレス#80ブッシュが貢献しています

FILLTUNE㈱のフルワイヤレス聴覚サポートデバイス 「FILLTUNE CLEAR」にオイレス#80ブッシュが採用されました。

昨今の高齢化において、従来の補聴器をはじめ聞こえを サポートする製品の需要が増えています。各々のニーズに 応じその種類も多様化してきており、その一つとして骨伝 導の仕組みを利用した製品が挙げられます。

イヤホンタイプの製品は外耳や中耳にある鼓膜を経て内耳を震わせ、脳へ音を届けますが、骨伝導製品は、外耳や中耳を通さず、頭蓋骨の振動を通して脳に音を届けるため、「耳に直接装用できない」「相性が悪い」場合などの困りごとを解決する手段として用いられることがあります。

また、骨伝導製品は、使用しても骨や脳に影響はなく、 鼓膜を経ないため、耳に優しい製品であることに加え、 「FILLTUNE CLEAR」は、最新の骨伝導技術を使って超高精細な音声情報を蝸牛全体に届けることで音楽や音声の 明瞭度を高めています。骨伝導の振動を安定させ、長期の 微小振動を繰り返しても安定した低摩擦性能を保持するために、「オイレス#80ブッシュ」が採用されました。

これからも、当社の摩擦・振動の技術によって社会課題 の解決に貢献できる提案を続けてまいります。



ご参考 (株主诵信)

構造機器

台湾向けすべり支承「RAIS(ライズ)」を 開発しました

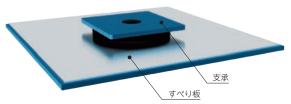
当社は約20年前から、主に超高層マンション向け免震装置・制震装置を台湾に納入していますが、このたび、中低層建物(10階以下)をターゲットとした新製品「RAIS」を開発しました。

【RAISの特徴】

- ・従来のすべり支承と比較してコンパクトな形状であり、 梱包・輸送がしやすく、安価。
- ・台湾市場に先行投入している低摩擦タイプに加えて、摩擦係数が異なるRAISをラインアップし、2種類の製品で摩擦をコントロールすることで、設計条件に合わせた最適なセッティングが可能。

【既存すべり支承 (SSR) との比較】

- ・基準面圧を上げることで、支承部の大幅なコンパクト化 に成功(支承面積最大60%減少)。
- ・摩擦係数を高めに設定することで、地震時の減衰性能を 60%向上。



▲【RAIS】支承とすべり板の2つの部材で構成されています

地震時は、すべり板の上を支承が安定した摺動性能を発揮して滑ることで、地震の揺れを吸収します。

今後も国内・国外を問わず、地震の多い地域に安心・安全を届けてまいります。

建築機器(オイレスECO株式会社)

星野リゾートの温泉旅館「界 雲仙」にブリイユ[®] Jモデルが採用されました

近年、大浴場における密を避けたいというニーズと相まって客室に露天風呂を付ける旅館が増加し、人気を集めています。

2022年11月に長崎県にオープンした星野リゾートの温泉 旅館「界 雲仙」は5~6階部分に「客室付き露天風呂」を 備える旅館です。客室の目の前には温泉地獄が広がり、湯けむりが立ち上がっています。この土地ならではの景色を眺め、その大地のエネルギーを肌で感じながら温泉に入ることができる露天風呂には、入浴中の目隠しとしてブリイユ® Jモデルの特注仕様が採用されました。設置にあたっては、より使用者の安全性と操作性を向上させ、誰でも簡単に使用できるよう丁夫されています。



室内から簡単に操作できます▶

◀絶景が望める露天風呂

滞在をとおして湯浴みを楽しん でいただくために、お部屋の名 称は「露天風呂付き客室」では なく、「客室付き露天風呂」と なっています。



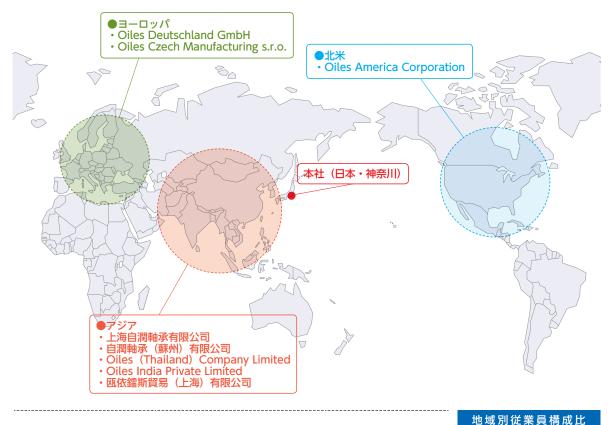
また、異国情緒あふれる「トラベルライブラリー」と呼ばれる空間にはウィンドウオペレーター®が設置され、人が多く集まるロビー周辺の排煙・換気の役割を担っています。



今後も日々変わりゆくニーズを敏感に捉え、お客様の求める意匠にもお応えしつつ、建物における安全性と快適性 を追求した製品を提供していきます。

オイレスネットワーク

◆海外



◆国内

本社· 生産拠点

- 本社(神奈川)
- 藤沢事業場(神奈川)
- ·滋賀工場 (滋賀)
- ・大分工場 (大分)
- ·足利事業場(栃木)

関係会社

- オイレスECO(株)(東京)
- ・オイレス西日本販売㈱(大阪)
- ・オイレス東日本販売(株)(東京)・ルービィ工業(株)(福島)
- ・(株)免震エンジニアリング(東京)
- ・ユニプラ(株)(埼玉)
 - ・(株)リコーキハラ (新潟)

 - ・オーケー工業(株)(滋賀)



2023年3月31日現在

株主メモ

事業年度毎年4

毎年4月1日から翌年3月31日

剰余金の配当基準日 3月31日 (中間配当をおこなう場合は9月30日)

定時株主総会 毎年6月下旬

上場証券取引所 東京証券取引所 プライム市場(証券コード6282)

単元株式数 100株

株主名簿管理人公 告 方 法

みずほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 電子公告(https://www.oiles.co.jp) ただし、電子公告による公告ができな

い場合には、日本経済新聞に掲載して おこないます。

おこな

【株式事務のお問い合わせ先】

	証券会社等で株式を 保有されている場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
住所変更、株式配当金受取方法の変更及びマイナンバーのお届け等のお問い合わせ	お取引の証券会社等に お問い合わせください。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部 WEBサイト(https://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/index.html)
未払配当金、その他当社株式関 係書類についてのお問い合わせ	右記みずほ信託銀行まで お問い合わせください。	フリーダイヤル 0120-288-324(土・日・祝日を除く 9:00~17:00)
ご注意		特別口座では、単元未満株式の買取以外の株式売買はできません。株式 の売買にあたっては、証券会社等に口座を開設し、株式の口座振替手続 きをおこなっていただく必要があります。
株式等に関するマイナンバー の お 届 出 の お 願 い		に関しては、マイナンバーのお届出が必要です。 は、上記お問い合わせ先へマイナンバーのお届出をお願いいたします。

株式に関するご案内

■単元未満株式買取制度について

当社株式の証券市場での取引は100株(1単元)単位となっているため、単元未満株式(1~99株)は、市場で売買することができませんが、以下のお手続きによって市場価格で売却(現金化)することができます。なお、当社は単元未満株式の買増制度は採用しておりません。

《買取請求に関するお問い合わせ先》

証券会社等の口座に記録された株式

→お取引の証券会社へ

特別口座に記録された株式

→株主メモに記載のみずほ信託銀行証券代行部へ

(具体例:50株ご所有の場合)



■特別□座から証券会社等の□座への振替について

株券電子化に伴って、証券会社等を通じて証券保管振替機構に株券を預託されなかった株主様の株式は、株主様の権利を守るため、みずほ信託銀行に開設された特別口座に記録されています。

特別口座にて管理されている株式100株以上を市場で売却するには、右図のとおりお手続きが必要です。

《特別口座の口座振替に関するお問い合わせ先》

みずほ信託銀行証券代行部

※詳細は株主メモをご参照ください。

※特別口座とは、株券電子化 (2009年1月5日) 前に、証券保管振替機構に株券を預 託されなかった株式を管理するために、当社がみずほ信託銀行に開設した口座です。 (具体例)



株主総会 会場ご案内図

会

交

诵

オイレス工業株式会社

藤沢事業場 R&D棟 4階 多目的ホール 神奈川県藤沢市桐原町8番地 電話 0466-44-4901(代表)



小田急江ノ島線・相鉄いずみ野線・横浜市営地下鉄「湘南台」駅下車 *東口バスターミナル4番のりば、神奈川中央交通バス

「桐原循環湘南台駅西口行」(湘13系統)約8分「団地中央」下車 (湘南台駅標準発車時刻:9時00分)

↑ダイヤ改正に伴い9時30分発のバスは現在運行しておりません。ご注意ください。

又は東口バスターミナル4番のりば、神奈川中央交通バス

「文化体育館前行」(湘15系統)約8分「石川六丁目」下車 (湘南台駅標準発車時刻:9時5分)

*タクシーでご来場いただく場合は、西口からご乗車ください。

湘南台駅東口バス乗り場案内





よりよいIR活動のために

皆さまの声を

お聞かせください

当社では、株主の皆さまの声をお聞かせいただくため、 アンケートを実施いたします。 お手数ではございますが、アンケートへのご協力を お願いいたします。(所要時間は5分程度です)

①下記URLにアクセス

②アクセスコード入力後にアンケートサイトが表示

https://www.e-kabunushi.com アクセスコード 6282

······以下の方法でもアンケートにアクセスできます······

検索窓から いいかぶ 検索

kabu@wjm.jp ←こちらへ空メールを送信 「件名」「本文」は無記入。アンケートのURLが直ちに自動返信されます。

スマートフォンから カメラ機能でQRコード読み取り→ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。





本アンケートは、株式会社リンクコーポレイトコミュニケーションズ の提供する「e-株主リサーチ」サービスにより実施いたします。 https://www.link-cc.co.jp

「e-株主リサーチ事務局」 MAIL: info@e-kabunushi.com









見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。